セブン銀行 ATM での愛媛銀行口座開設・各種申込手続きにおける利用規定

本利用規定(以下「本規定」といいます。)は、株式会社愛媛銀行(以下、「当行」といいます)および株式会社セブン銀行(以下「セブン銀行」といいます。)が提供する、セブン銀行 ATM での愛媛銀行口座開設や各種申込手続きのご利用条件等を定めるものです。お客さまは、本規定および当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意した場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。なお、各種規定は当行ホームページやでご覧いただけます。

第1条【本サービスについて】

- 1. 本サービスは、セブン銀行 ATM にて当行所定のお客さま情報、および当行所定の本人確認 書類の写真画像等を当行に送信する方法により、以下の申し込みが行えるサービスです (以下「本サービス」といいます)。
 - (1) 普通預金口座開設の申込
 - (2) 口座解約の申込
 - (3) 住所、電話番号など、お客様情報変更の申込
 - (4) 在留期限情報更新の申込
 - (5) カードローンの仮申込
 - (6) カードローン増額の申込
- 2. 本サービスの利用対象者は、当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた、日本国内居住の個人のお客さまに限ります。
- 3. 本サービスを利用できるセブン銀行 ATM は、第4世代のセブン銀行 ATM に限られます。
- 4. 本サービスのご利用手数料は無料ですが、QR コード (㈱デンソーウェーブの登録商標) の読み取りやメール送受信等にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

第2条【免責事項】

- 1. 本サービスのご利用に関して、セブン銀行 ATM の作動に係る不具合(表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等)、セブン銀行 ATM に与える影響およびお客さまが本サービスを正常に利用できないことにより被る不利益について、当行およびセブン銀行の責めに帰すべき場合を除き、当行およびセブン銀行は責任を負わないことがあります。
- 2. 前項のほか、以下の事由により、本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由があった場合。
 - (2) 当行または金融機関等の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合。
 - (3) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。

第3条【本サービスの内容変更等】

当行およびセブン銀行は、本サービスおよび本規定の内容を変更したり、中止または廃止する場合があります。この場合には、当行およびセブン銀行は変更日および変更内容等を当行のホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

第4条【規定の変更】



この規定は、法令の変更または監督庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容 並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又は その他相当の方法により周知します。

第5条【その他】

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は、日本法とします。本サービスに関して、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所および松山地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。

以上

(2025年3月24日現在)

